

自衛隊施設の強靱化に向けて

自衛隊施設整備に関する説明会

令和 6 年 3 月 8 日
防衛省 整備計画局

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. 発注見通しの更新内容について
6. その他

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. 発注見通しの更新内容について
6. その他

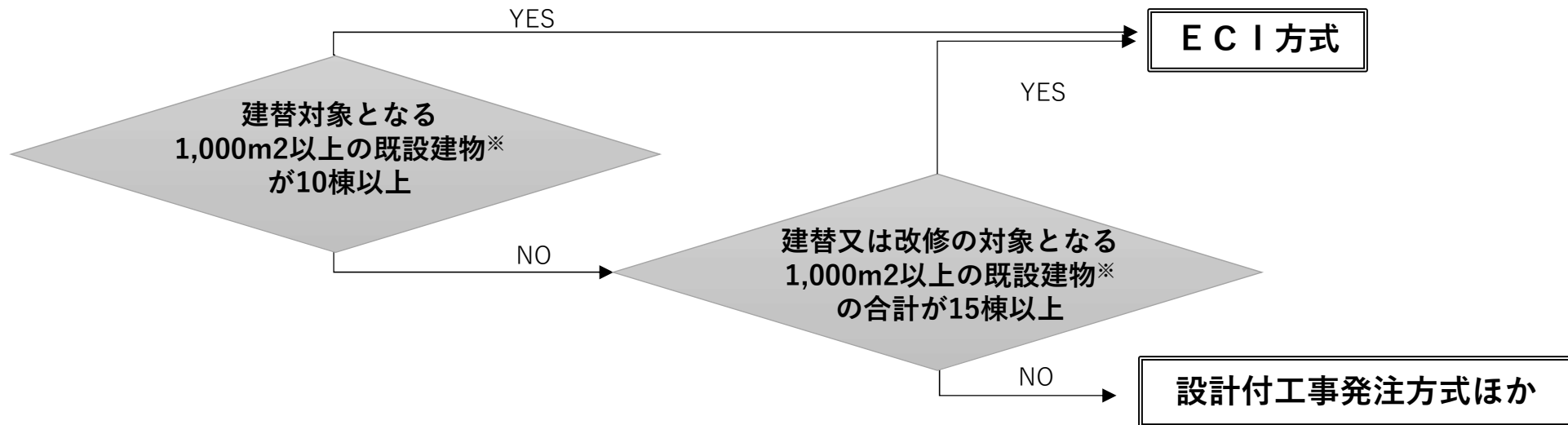
1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について

(1) 工事発注方式の適用の基本的考え方

本事業は、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要なため、技術提案・交渉方式（E C I方式）を採用することとしている。

E C I方式の適用規模の目安については次のとおり。

1. E C I方式適用規模の目安



→「2. 設計付工事発注方式等の適用」へ

※単体の地区（駐屯地、基地）または近接する地区をまとめた発注ロット（事業全体）での既設建物数をいう。

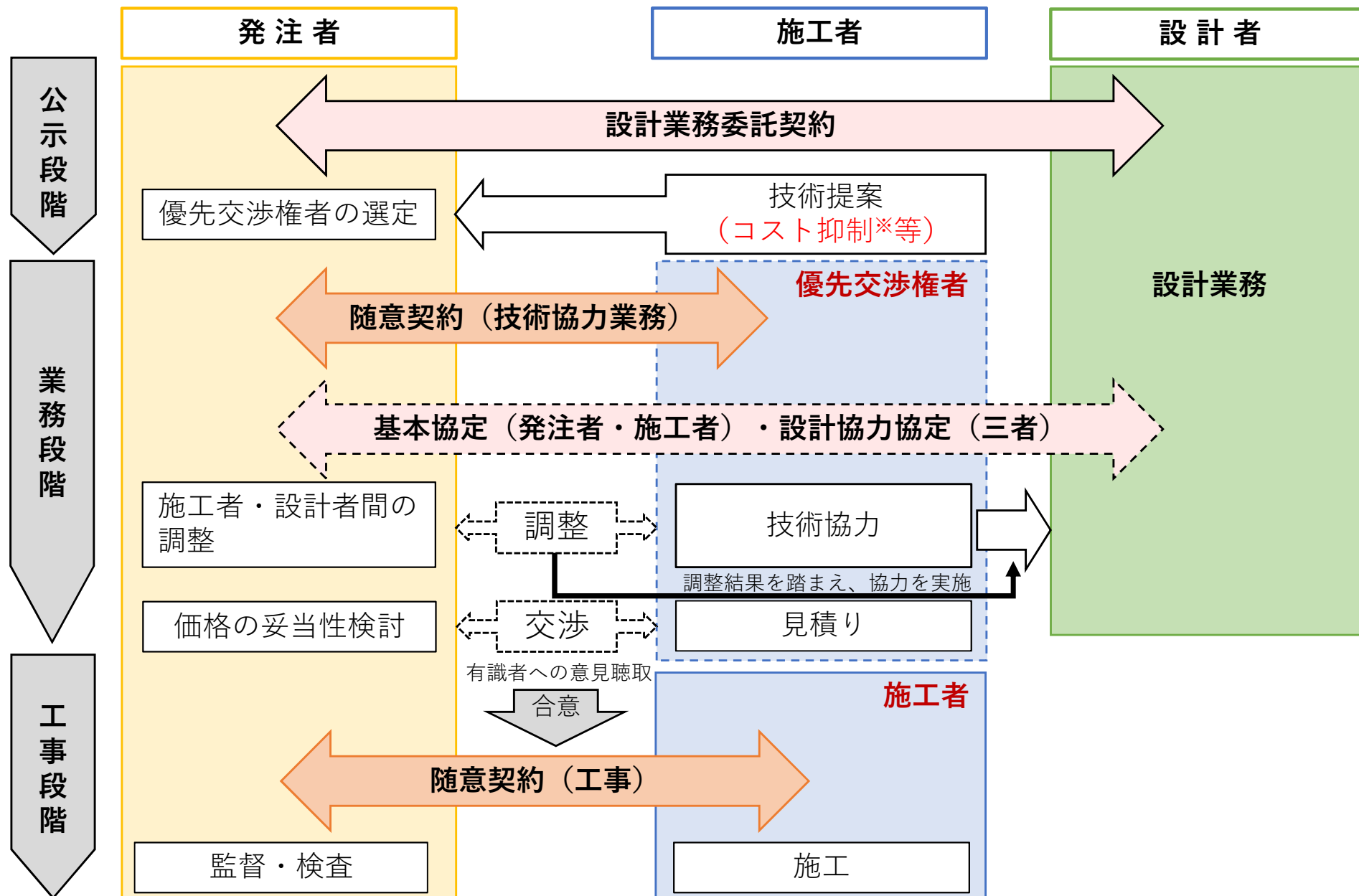
2. 設計付工事発注方式等の適用

1,000m2以上の建替建物棟数※	1,000m2以上の改修建物棟数※	工事発注方式の別
合計で5棟以上15棟未満		設計付工事発注方式
合計で5棟未満		設計付工事発注もしくは総合評価落札方式による分離・分割発注

※当該年度に計画されている建物棟数をいう。

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

①コストに配慮したE C I方式の契約形態

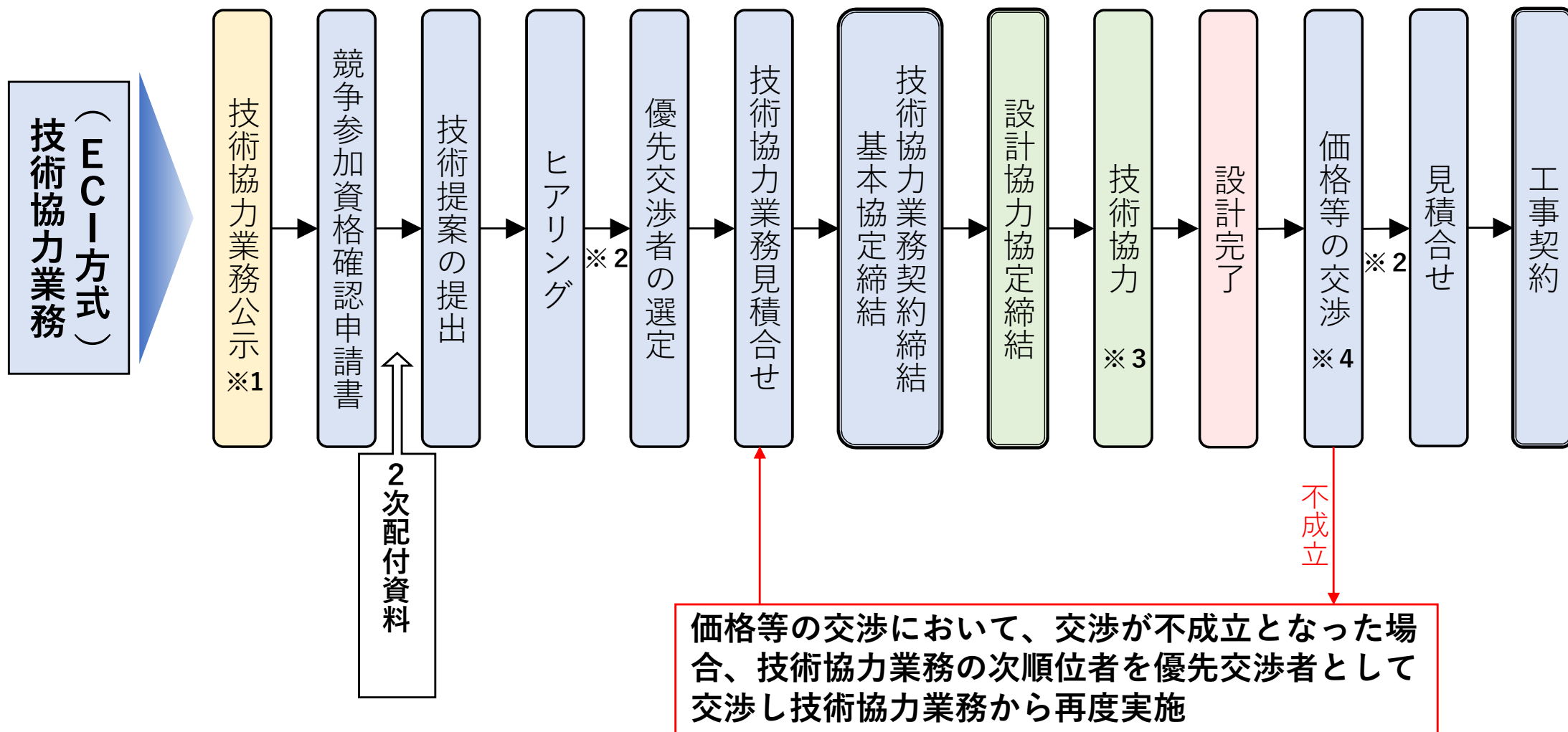


※ 必須テーマ

コスト抑制の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期（4週8休）、施工体制等を確保することを前提

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

②コストに配慮したE C I方式の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 有識者への意見聴取を実施

※3 2次配付資料で示す各建物の計画額を原則上限として計画

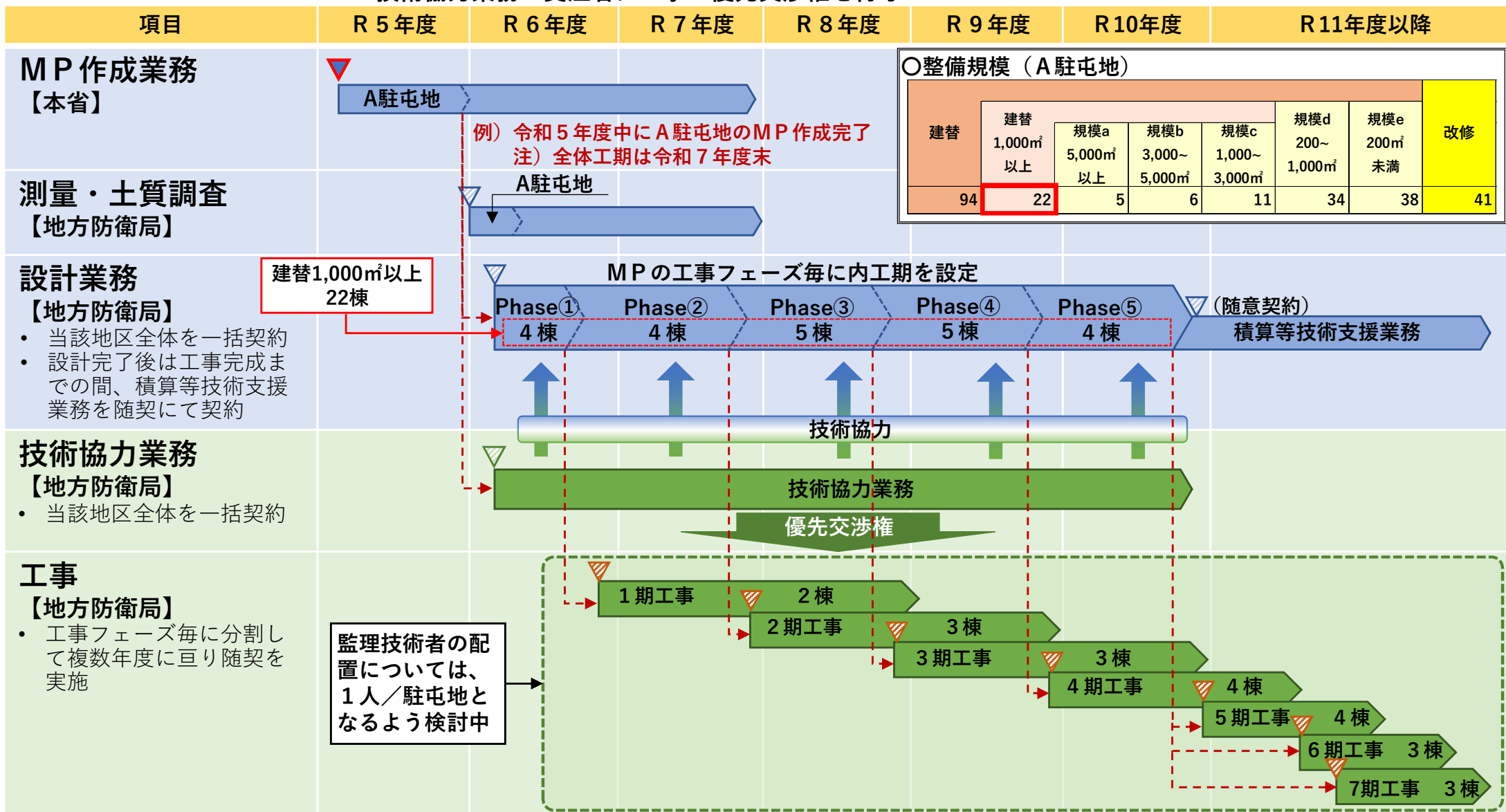
※4 公表された積算基準類等による積上げ額をベースラインとして価格等の交渉を行う

(2) コストに配慮した E C I 方式の手続きについて

③ コストに配慮した E C I 方式の具体的なイメージ

例：A 駐屯地

- 令和 5 年度中に MP 完了、令和 6 年度早期に設計業務を契約、令和 6 年度中に 1 期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼ : MP作成業務契約【本省】

▽ : 測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽ : 設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

▽ : 工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(2) コストに配慮したECI方式の手続きについて

④参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格：単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であるとともに、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るC以上の格付けを受けていること。
共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。
- ・ 企業の実績：国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

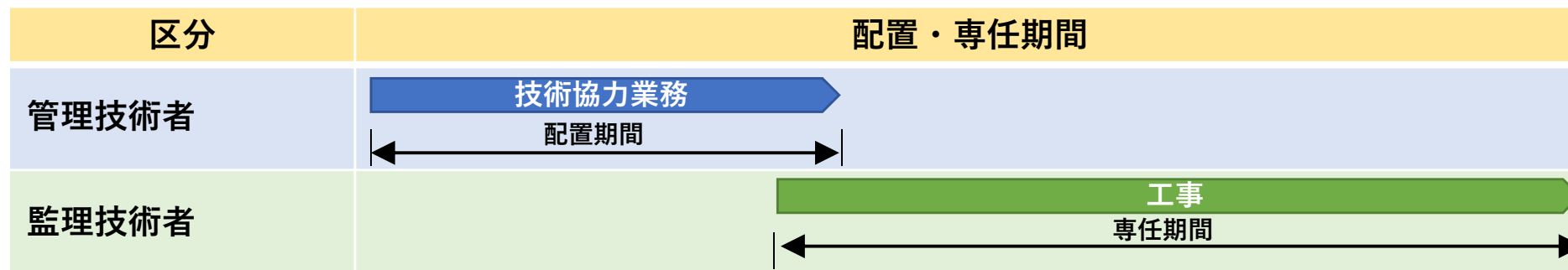
技術協力業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間：技術協力業務の履行期間

工事の監理技術者

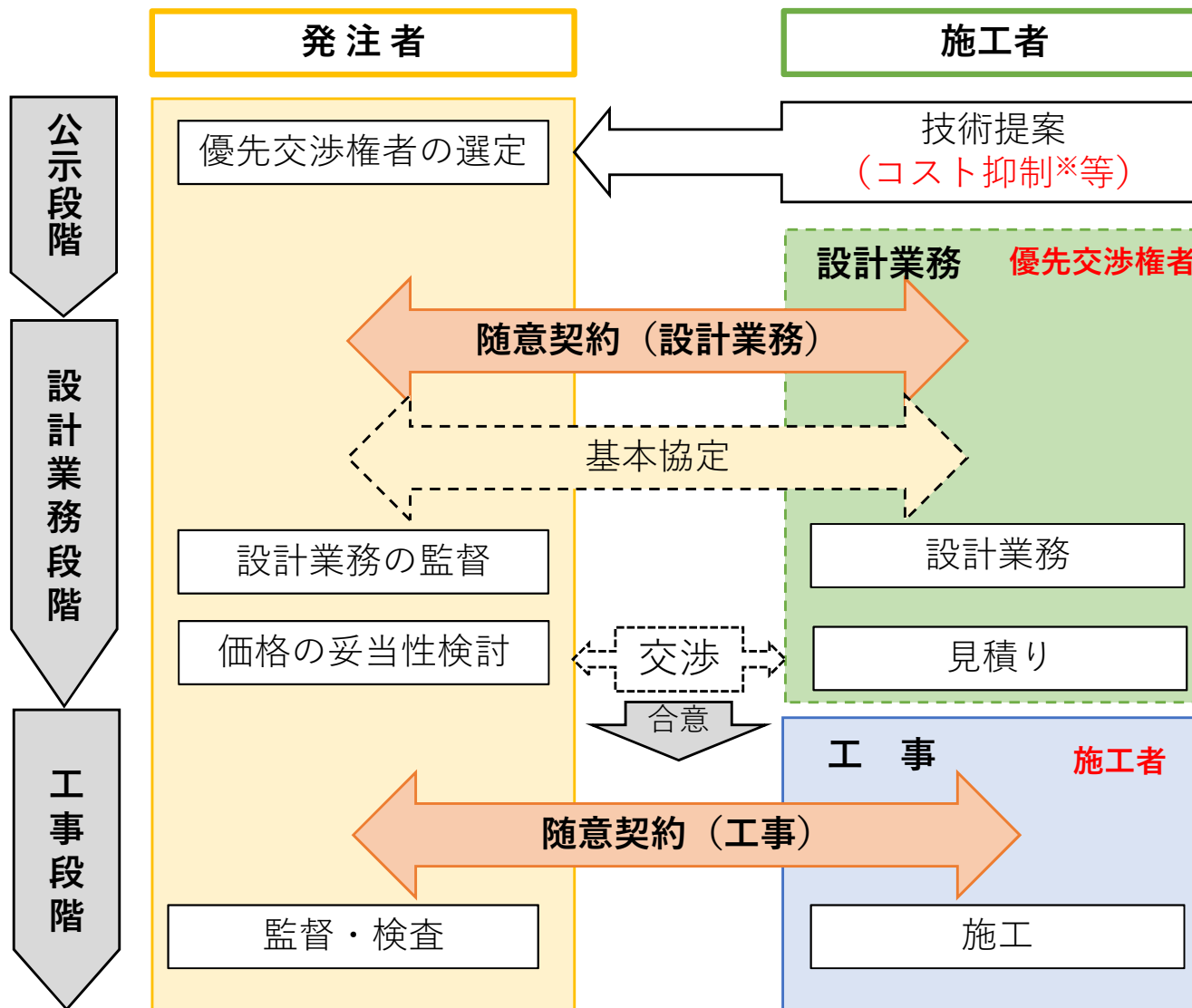
- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

技術協力業務の期間と工事期間が被らない場合にあつては、同一の技術者での配置は可



(3) 設計付工事の手続きについて

① 設計付工事の契約形態

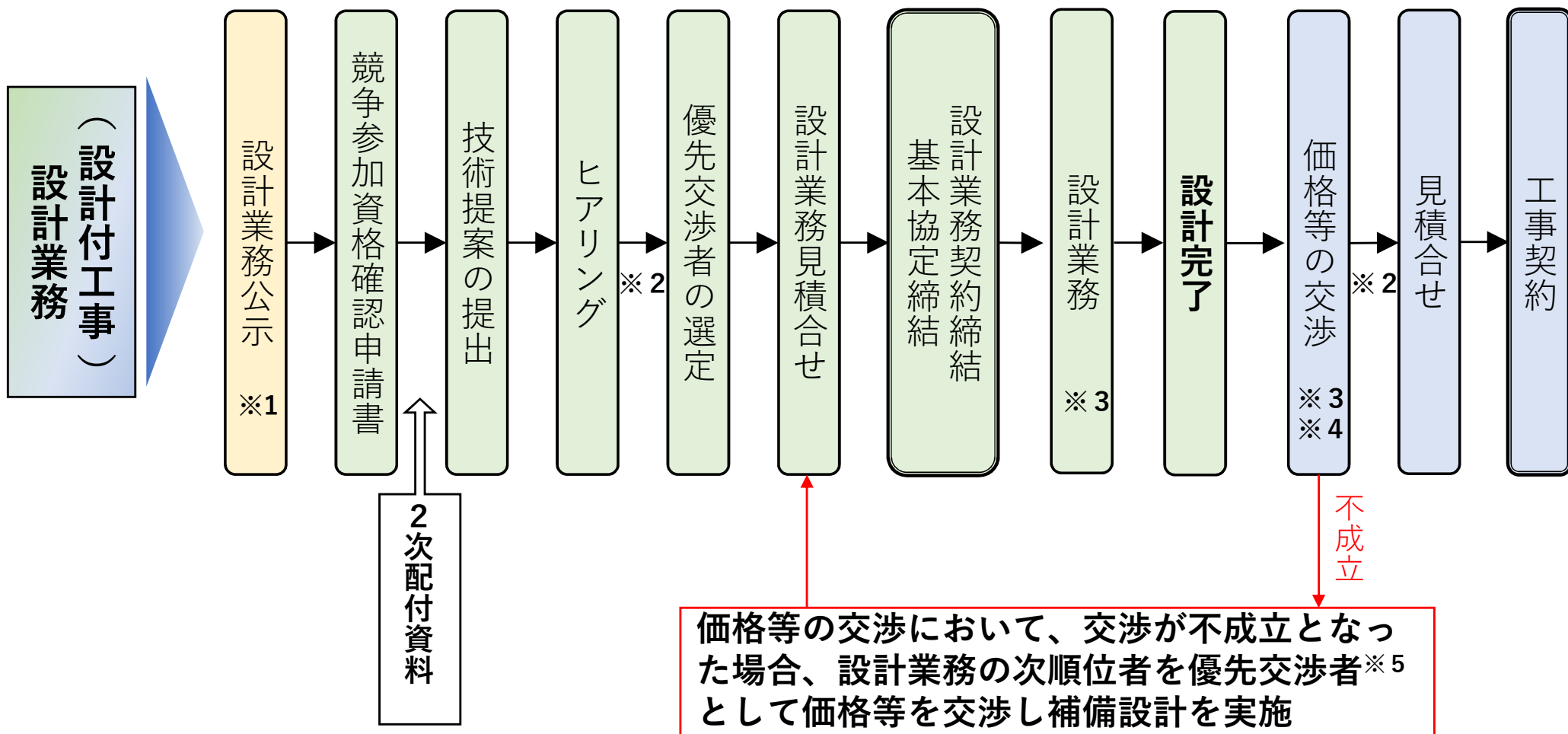


※ 必須テーマ

コスト抑制の提案においては、施工方法や使用機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期（4週8休）、施工体制等を確保することを前提

(3) 設計付工事の手続きについて

② 設計付工事の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 有識者への意見聴取を原則実施

※3 2次配付資料で示す各建物の計画額を上限として計画（設計）することを原則とする。

※4 設計業務参加者から徴取した見積を参考に、公表された積算基準類等による積上げ額をベースラインとして、競争性、価格の妥当性を担保した価格等の交渉

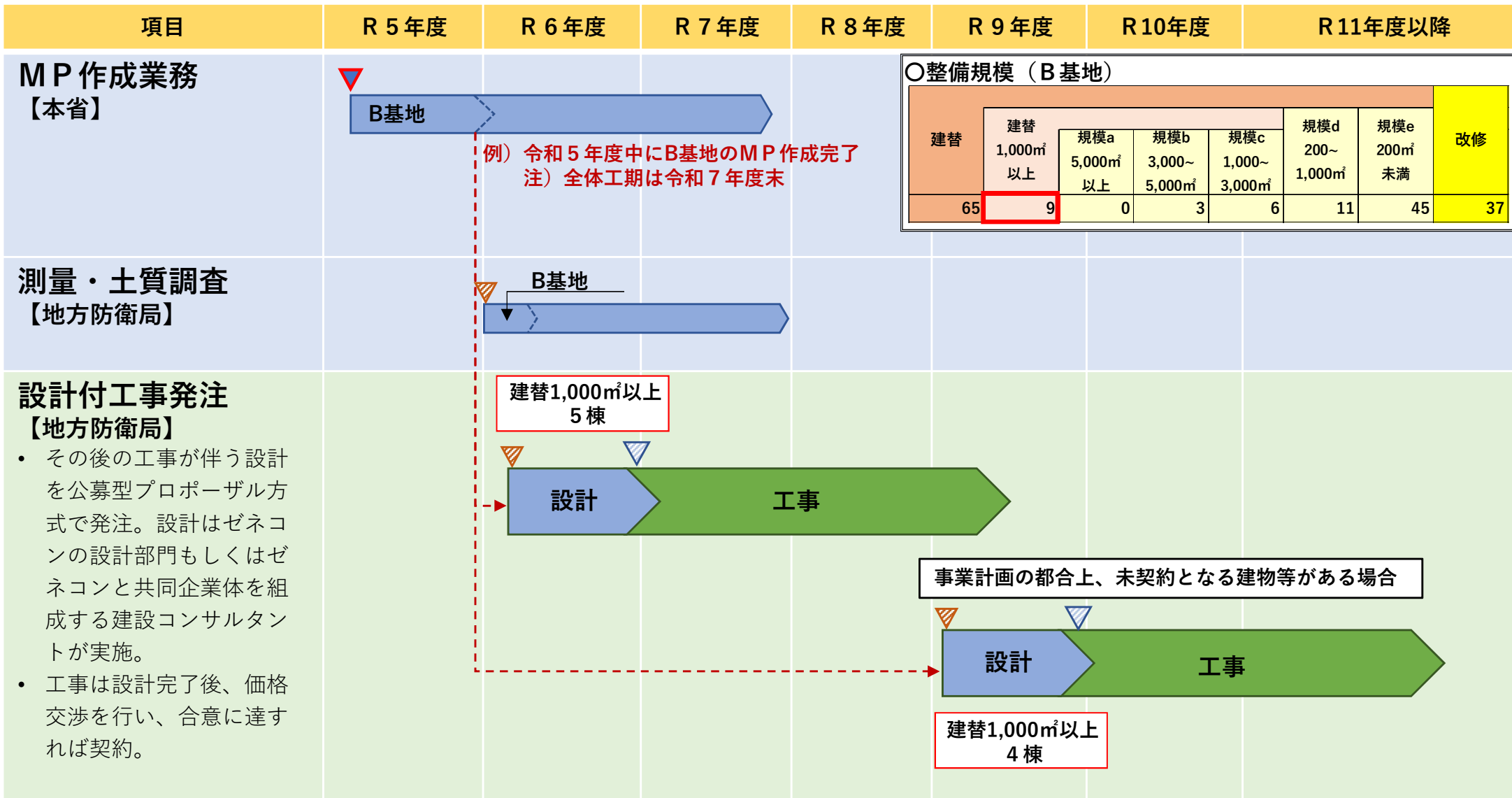
※5 優先交渉者は、※4で見積を提出した者のうち、技術評価点の高い者を次順位者とする。

(3) 設計付工事の手続きについて

③ 設計付工事の具体的なイメージ

例：B基地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に工事についても契約
- 設計業務を行った者にその後の工事の優先交渉権を付与
- 事業計画の都合上、未契約となる建物等がある場合は別途契約手続きを実施



▼ : MP作成業務契約【本省】

▽ : 測量・土質調査、設計付工事契約【各地方防衛局】

▽ : 工事契約 (随意契約)【各地方防衛局】

(3) 設計付工事の手続きについて

④参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格： 単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事〇〇点以上」であること。共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事〇〇点以上」、「土木一式工事〇〇点以上」、「電気工事〇〇点以上」、「管工事〇〇点以上」又は「電気通信工事〇〇点以上」のいずれかであること。

単体又は共同企業体の構成員のいずれかが測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るA※¹の格付けを受けていること。

共同企業体の構成員のいずれも測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係るA※¹の格付けを有していない場合には、この格付けを有した者（設計コンサル）を構成員に加えること。

・ 企業の実績：

※¹ 業務規模等を踏まえ、工事毎に設定

➢ 単体又は共同企業体の構成員

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

➢ 設計業務従事者

国内における同種業務※²の実績を有すること。ただし、設計コンサルタントを構成員として加える場合にあっては、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種業務の実績を有すること。

※² 類似業務の要件は設定しない。業務実績については、各局において建物種別、構造、規模等を個々に設定。

設計業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 経 験：同種業務の経験（共同企業体の構成員に設計コンサルを加える場合に限る）
- ・ 配置期間：当該設計業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験：同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

管理技術者と監理
技術者との兼任可

(4) 技術提案書の評価基準、評価点及び特定テーマの参考事例

評価項目		評価基準		配点
技術協力業務 (設計業務) に関する提案	技術協力業務の実 施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
		実施手順 及び 実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
技術提案 主たる事業課 題に関する提案	○特定テーマ1	的確性		30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性		15点 ※評価は6段階とする
	○特定テーマ2 ○○○における、 コスト抑制を意識 した課題と対応策 に関する提案	的確性	コスト抑制 を意識した課題と対応策について、課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合に優位に評価する。	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト抑制 を意識した内容となっており、裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
不測の事態の 想定、対応力 に関する提案	○○作業時におけ る安全確保の課題 と対応策に関する 提案	的確性	○○作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例(事例は国内外を問わない。)の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計				140点

○特定テーマ1の評価項目の例

- ・ 部隊運用への影響に配慮した施工計画等の提案
- ・ 部隊用仮設建物、仮設ヤード(資機材置場、仮設事務所等)等の制約条件を踏まえた工法等の提案
- ・ 着実に現場を進捗させるための施工計画の提案
- ・ 工期を意識した施工上の課題と対応策に関する提案

(5) 同種工事及び同種業務の施工実績（経験）に関する要件の緩和の取り組み

概要

各地方防衛局等が発注する建設工事及び技術業務における一般競争入札等の競争参加資格については、他の発注機関と同様、競争参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての同種工事（同種業務）の実績（経験）を求めているが、建設業界の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているにも関わらず、元請け受注でないことから入札に参加出来ない場合もあることから、このような状況を改善するために、同種工事（同種業務）の施工実績（経験）に関する要件を緩和する制度の見直しを実施。

現状

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績に限定

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験に限定

改正後

・企業における同種工事（同種業務）の実績

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の実績

新規追加

防衛省発注の総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の実績

・配置予定技術者における同種工事（同種業務）の経験

元請け業者として完成・引渡しが完了した工事（同種業務）の経験に限定

新規追加

総合発注工事（総合発注業務）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事（業務）の経験

※ 総合発注工事とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事など、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいう。
また、総合発注業務とは、建築、土木、機械、電気及び通信など、複数の職種からなる業務をいう。

(6) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

① 共同企業体の構成員数の考え方

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・ 参加企業の資格（例）：

単体又は共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事1600点※以上」であること。

共同企業体の代表者以外の構成員①は、「建築一式工事1200点※以上」、「土木一式工事1200点※以上」、「電気工事1100点※以上」、「管工事1100点※以上」又は「電気通信工事1100点※以上」のいずれかであること。

また、構成員②は、地元企業（工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業）であって、「建築一式工事830点※以上」、「土木一式工事830点※以上」、「電気工事780点※以上」、「管工事780点※以上」又は「電気通信工事780点※以上」のいずれかであること。

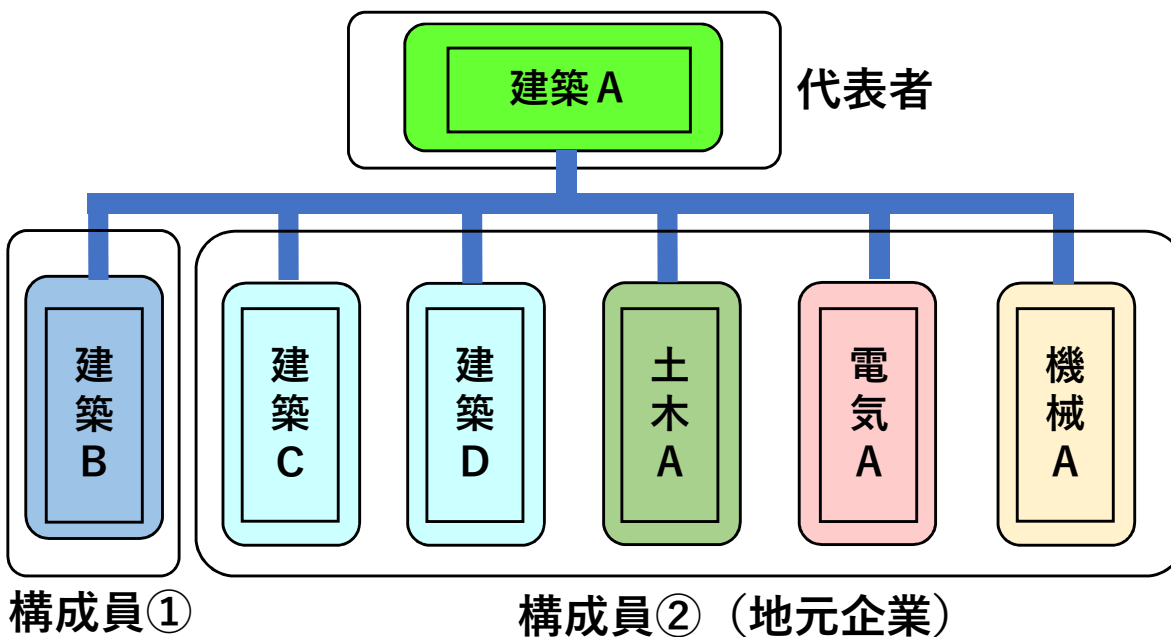
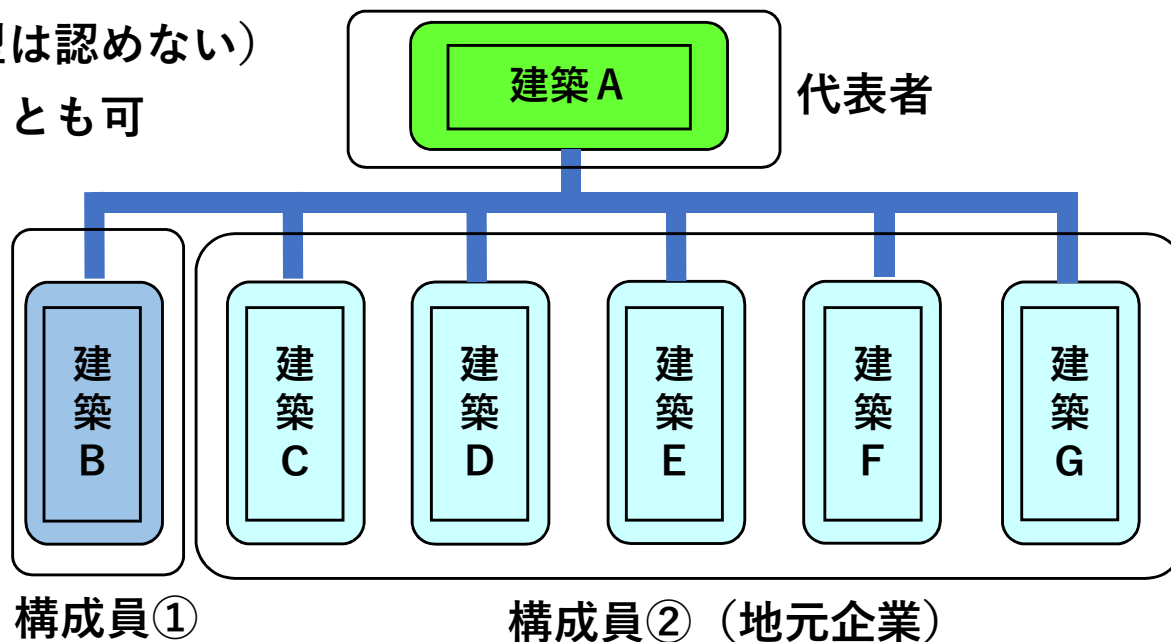
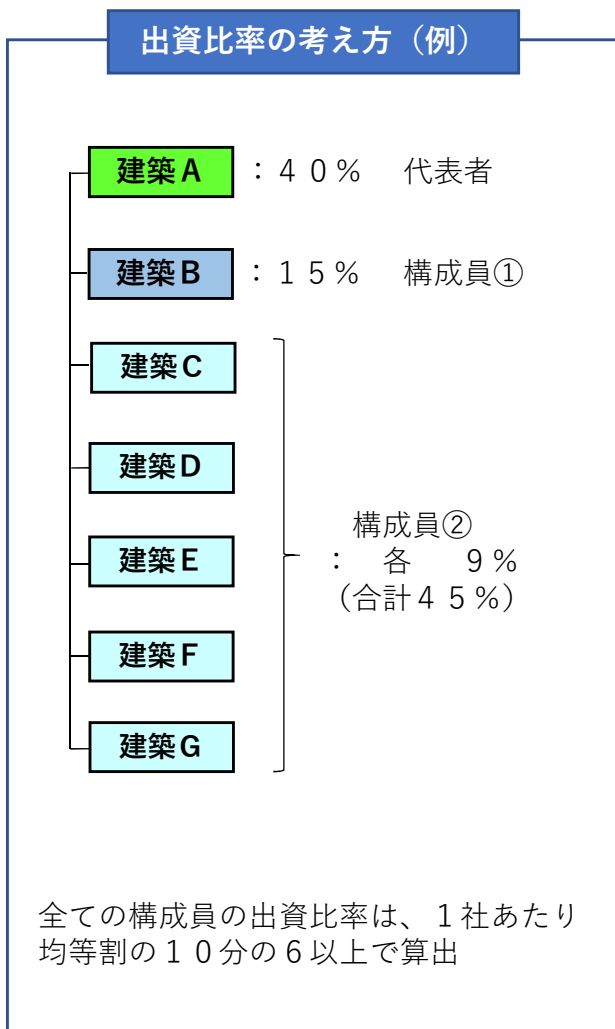
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

共同企業体の構成員に地元企業を含む場合に加点する

(6) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

② E C I 方式における共同企業体の考え方

- ・ 甲型共同企業体であること (乙型は認めない)
- ・ 構成員①、②には異工種が入ることも可



(6) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

③設計付工事における共同企業体の考え方

- 共同企業体の区分（甲型、乙型の別）は、競争参加社が任意に設定。ただし、甲型の場合、構成員の出資比率は均等割の10分の6以上
- 乙型の場合には分担施工の内容について、均等割の10分の6以上を原則とした施工内容を設定
- 構成員①、②には異工種が入ることも可

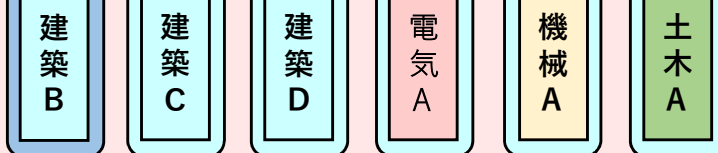
甲型の一例

建築A

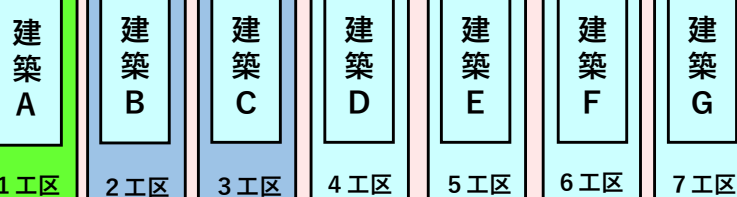


甲型（異工種）の一例

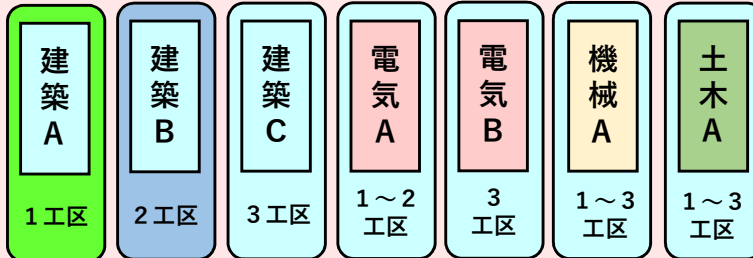
建築A



乙型の一例



乙型（異工種）の一例



乙型の場合、各社から監理技術者等を配置する必要あり

出資比率の考え方
(甲型の一例)

- 建築A : 40% 代表者
 - 建築B : 15% 構成員①
 - 建築C
 - 建築D
 - 建築E
 - 建築F
 - 建築G
- 構成員② : 各 9% (合計 45%)

全ての構成員の出資比率は、1社あたり均等割の10分の6以上で算出

凡例：

代表者

構成員①

構成員②

コンサルタントを構成員に含む場合の役割分担

	ゼネコン	コンサル
設計段階	施工計画、仮設計画	設計
工事段階	施工	建築士法に基づく工事監理

(7) 地元企業の活用等について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における評価基準

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力（設計）業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	
その他	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点	
		単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合 ※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	0点	
	地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	10点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	8点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	6点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	4点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	2点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格	
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。		
合計			160点	

(7) 地元企業の活用等について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における評価基準 (案)

地元企業に対する下請け発注率の算定方法の例 (甲型 J V)

□ は下請発注率として計上

	J V 構成イメージ	地元への下請発注率
① 地元構成員率	<p>〇〇駐屯地 J V (甲型)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 代表者 A社 40% ※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 構成員 B社 (他県) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 構成員 C社 (地元) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 構成員 D社 (地元) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> 構成員 E社 (地元) 15% ※1 </div> </div> <p>※1: 共同企業体構成員の出資比率</p>	<p>① 地元構成員率</p> <p>= 共同企業体を構成する地元企業の出資比率の計</p> <p>本ケースでは①は <u>45%</u></p>
② 下請発注率(1) (一次)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 一次下請け F社 (地元) 10% ※3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 一次下請け G社 (地元) 10% ※3 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 一次下請け H社 (他県) 10% </div> </div> <p>※2: 事業全体額に対する地元企業への下請け発注予定金額の割合 (地元下請率) ※3: 地元下請率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を確認し当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>② 下請発注率(1) ※6</p> <p>= 地元一次下請率の計 × $\left[1 - \frac{\text{①}(\%)}{100}\right]$</p> <p>本ケースでは②は <u>11.0%</u></p>
③ 下請発注率(2) (二次以降)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 二次下請け I社 (地元) 5% </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 二次下請け J社 (地元) 5% ※3 </div> </div> <p>※2: 事業全体額に対する地元企業への下請け発注予定金額の割合 (地元下請率) ※3: 地元下請率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を確認し当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>③ 下請発注率(2) ※6</p> <p>= 地元二次下請率の計 × $\left[1 - \frac{\text{①}(\%)}{100}\right]$</p> <p>本ケースでは③は <u>2.7%</u></p>
④ 地産品購入率	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 地産品 10% ※5 </div> <p>※4: 事業全体額に対する地産品の調達予定金額の割合 (地産品購入率) ※5: 地産品購入率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>④ 地産品購入率 ※6</p> <p>= 地産品購入率の計 × $\left[1 - \frac{\text{①}(\%)}{100}\right]$</p> <p>本ケースでは④は <u>5.5%</u></p> <p>※6: 共同企業体構成員 (代表者を除く) の地元企業の出資比率を除く</p>

したがって、本ケースの地元への下請発注率は①、②、③、④の合計 64% となる。 19

(7) 地元企業の活用等について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における評価基準 (案)

地元企業に対する下請け発注率の算定方法の例 (乙型 J V)

□ は下請発注率として計上

	J V 構成イメージ	地元への下請発注率
① 地元構成員率	<p>〇〇駐屯地 J V (乙型)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>代表者 A 社 40% ※1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>構成員 B 社 (他県) 24% ※1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; border: 2px solid red;"> <p>構成員 C 社 (地元) 12% ※1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; border: 2px solid red;"> <p>構成員 D 社 (地元) 12% ※1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; border: 2px solid red;"> <p>構成員 E 社 (地元) 12% ※1</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">※1: 共同企業体構成員の工事費分担割合</p>	<p>① 地元構成員率</p> <p>= 共同企業体を構成する地元企業の工事費分担割合の計</p> <p style="text-align: center;">本ケースでは①は 36%</p>
② 下請発注率	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>一次下請け F 社 (地元) 10% ※2 ※3</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>一次下請け G 社 (他県) 8%</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>一次下請け H 社 (地元) 2% ※2 ※3</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>一次下請け I 社 (地元) 2% ※2 ※3</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">※2: 事業全体額に対する地元企業への下請け発注予定金額の割合 (地元下請率) ※3: 地元下請率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を確認し当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>② 下請発注率 ※4</p> <p>= 地元一次下請率の計</p> <p style="text-align: center;">本ケースでは②は 12%</p> <p style="text-align: center;">※4: 構成員のうち代表者及び地元企業以外が行う地元企業への下請発注率</p>
③ 地産品購入率	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>地産品 5% ※5 ※6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>地産品 2% ※5 ※6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>地産品 1% ※5 ※6</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; border: 2px solid red;"> <p>地産品 2% ※5 ※6</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">※5: 事業全体額に対する地産品の調達予定金額の割合 (地産品購入率) ※6: 地産品購入率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>③ 地産品購入率 ※7</p> <p>= 地産品購入率の計</p> <p style="text-align: center;">本ケースでは③は 7%</p> <p style="text-align: center;">※7: 地元企業が発注する地産品購入率を除くただし、構成員のうち代表者の地産品購入率は見込む</p>

したがって、本ケースの地元への下請発注率は①、②、③の合計 55% となる。 20

(7) 地元企業の活用等について

② 地元企業への発注を円滑化する取り組み

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I方式においては技術協力業務、設計付工事においては設計業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

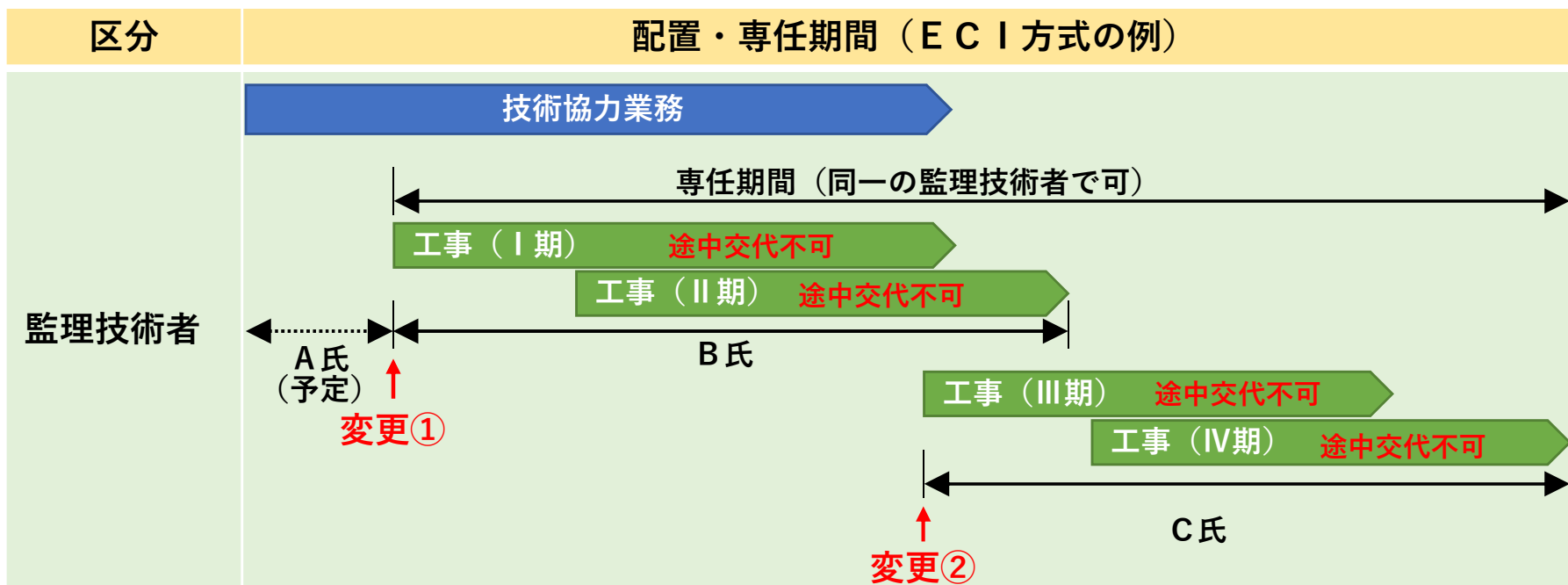
(8) 技術者の要件緩和について

① E C I 方式及び設計付工事発注方式における監理技術者について

監理技術者の交代について弾力的に運用

監理技術者

- ・資格：一級建築施工管理技士又は一級建築士
- ・経 験：同種工事の施工経験（民間の経験も可）※ ※：これまで求めていた施工規模の要件を廃止
- ・専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合を除く）
- ・配 置：



- ・変更要件：
 - ① 競争参加資格確認申請時に提出した者と同程度の者であれば、Ⅰ期工事着手前の変更は可
 - ② Ⅱ期工事以降も各工事の着手前において同程度の者であれば変更は可ただし、いずれも各工事の途中交代は「特別な場合」を除き認めない
「特別な場合」：病休、死亡、退職等、真にやむを得ない場合

【参 考】 工事ごとに実績登録を行うため、各工事が完成する度に技術者の経験とすることが可能

(8) 技術者の要件緩和について

②受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、施工規模の要件を廃止

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名:○○(○)○○○建設工事

以上

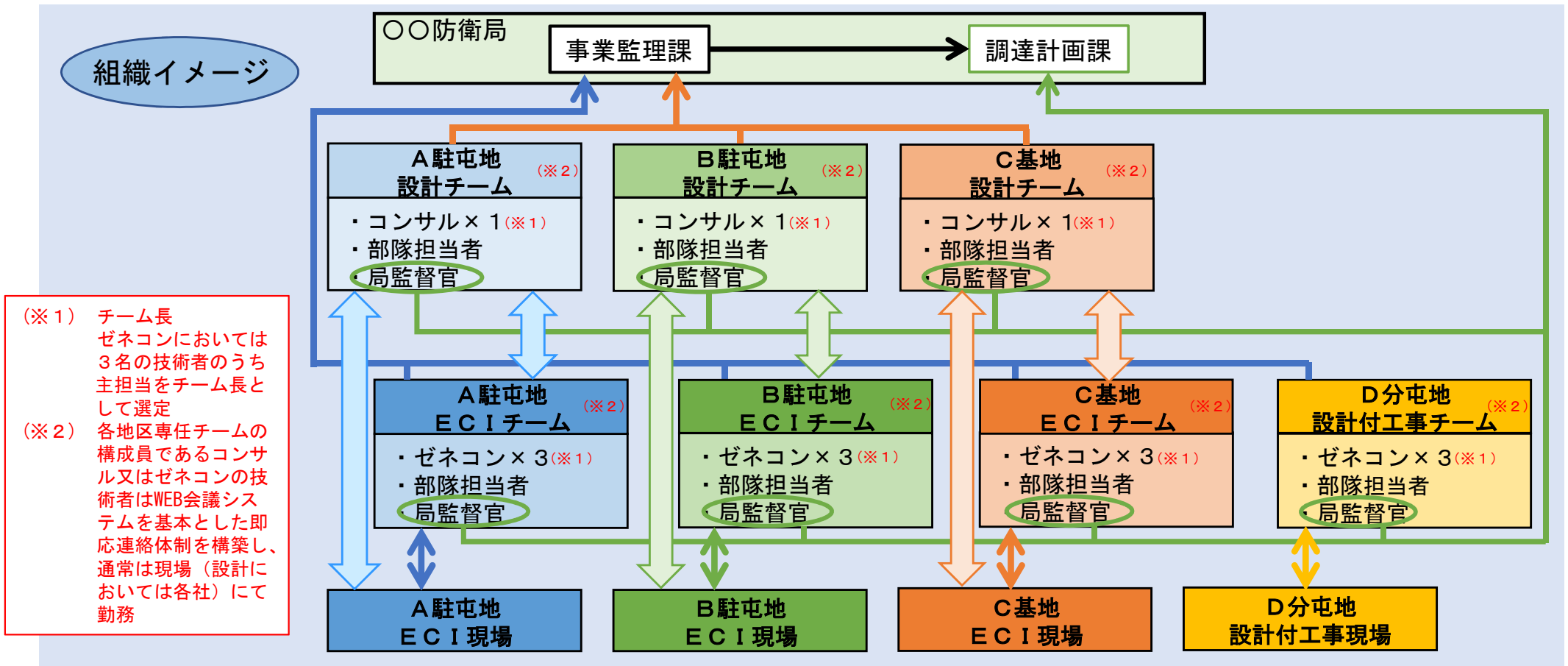
- a. 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- b. この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、これまで施工規模を求めていたが、規模の要件を廃止
- c. 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - ・ 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月〇回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - ・ 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
- 2. 最適化事業の実施体制について**
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. 発注見通しの更新内容について
6. その他

2. 最適化事業の実施体制について

(1) 概要

- ・最適化事業を継続的かつ着実に実施するため、事業監理体制の強化が必須であることから、各地区専任チームを組成。各地区専任チームの構成員であるコンサル又はゼネコンの技術者は、WEB会議システムを基本とした即応連絡体制を構築
- ・各地区専任チームは地方防衛局事業監理課の指揮の下、事業監理を実施



(2) 設計チームの役割等

構 成 員：コンサル×1（※1）、監督官×1、部隊担当者×1

組成時期：設計業務契約後速やかに組成

勤務場所：通常は各社で業務を実施し、報告時はコンサル技術者からWEB会議システムにより報告。
ただし、本設計業務に係る技術協力等に伴う各種調整が必要となる繁忙期などで、監督官が別途指示した場合は、一定期間、地方防衛局等に常駐するものとする。

業務内容：

項 目	内 容
①工程管理・進捗報告	基本設計・実施設計の進捗状況について、進捗等報告資料を作成し、地方防衛局事業監理課へ報告する
②技術協力	価格等の交渉段階における、学識経験者への意見聴取した際の議事録作成、交渉結果の公表資料（案）の作成
③予算過不足の把握・説明資料作成・報告	設計で算出した概算額の整理・とりまとめ、説明資料の作成及び地方防衛局事業監理課への報告
④設計・部隊間の連絡調整	設計に係る部隊との連絡調整
⑤予算調整（※2）	設計で算出した概算額に基づき、調達計画課へ予算調整

報告頻度：週1回を基本する。監督官が別途指示した場合は、これに従うものとする。

※1 チーム長

※2 予算調整は監督官が行うものとする。

(3) ECIチーム（設計付工事チーム）の役割等

構成員：ゼネコン×3（主担当×1（※1）、副担当×2）、監督官×1、部隊担当者×1

組成時期：工事契約後速やかに組成

勤務場所：通常は現場で業務を実施し、報告時はゼネコン担当者からWEB会議システムにより報告。
ただし、複数の工事が輻輳する期間等で、監督官が別途指示した場合は、一定期間、地方防衛局等に常駐するものとする。

業務内容：

項目	内容
①工程管理・進捗報告（装備品、引越し時期含む）	現場にて工程管理を実施し、進捗等報告資料を作成し、地方防衛局事業監理課へ報告する。装備品の搬入時期、引越し時期について調整し、工程へ反映させる。
②現場状況の把握	現場状況を確認し、進捗等報告資料に反映させる。
③設計変更対応支援	設計変更に係る図面等の作成の支援を行う。
④予算過不足の把握・説明資料作成・報告	設計変更に伴う予算過不足の把握し、説明資料を作成した上で地方防衛局事業監理課に報告する。
⑤現場・部隊間の連絡調整	現場への資材輸送ルート等の調整。装備品の搬入時期、引越し時期について調整し、工程へ反映させる。
⑥予算調整（※2）	現場で必要となる概算額に基づき、調達計画課へ予算調整

報告頻度：週1回を基本する。ただし、監督官が別途指示した場合は、これに従うものとする。

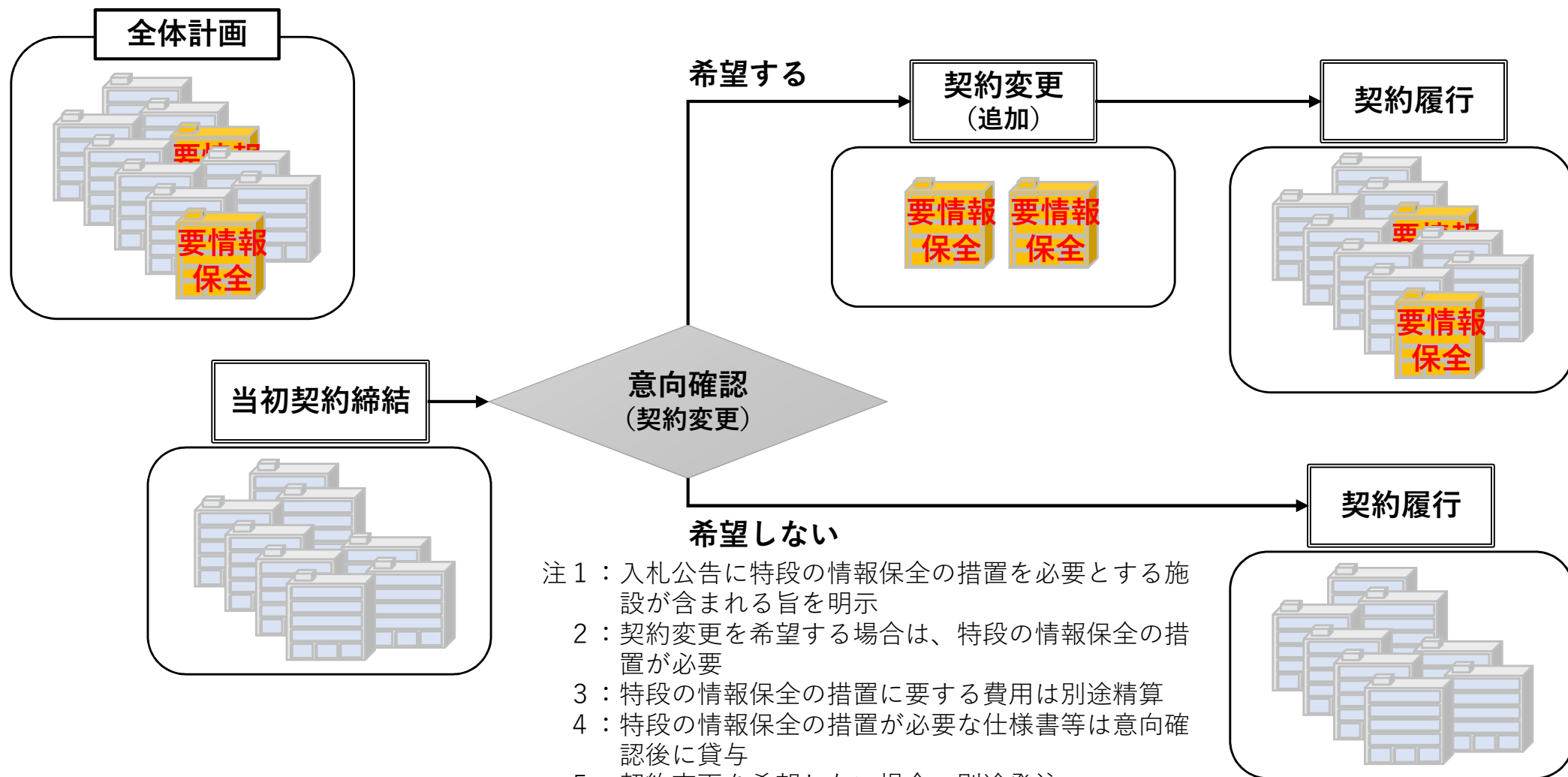
※1 チーム長

※2 予算調整は監督官が行うものとする。

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
- 3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について**
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. 発注見通しの更新内容について
6. その他

3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について

- 技術提案・交渉方式（E C I方式）又は設計付工事の対象施設に特段の情報保全の措置を必要とする施設が含まれる場合、当該施設を除いたもので入札・契約手続を実施
- 契約締結後、特段の情報保全の措置を講じる条件のもと、契約変更により特段の情報保全の措置を必要とする施設を追加することについて、受注者の意向を確認
- 契約変更を希望する場合、契約変更により特段の情報保全の措置を必要とする施設を追加



1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
- 4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について**
5. 発注見通しの更新内容について
6. その他

4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格要件の緩和について

- 特殊格納庫（航空機えん体）の本体建設工事については、建築一式工事として競争参加資格及び施工実績を設定し、発注してきたところです。
- 今般、特殊格納庫の工事内容を鑑み、競争参加資格の要件に土木一式工事も認めることとしました。
- なお、この場合の施工実績はトンネル工事等が想定されますが、具体については、個別の発注ごとに設定いたします。

《競争参加資格要件の緩和》

区分	競争参加資格要件	備考
現状	建築一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上	
見直し後	建築一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上または土木一式工事に係る級別の格付を受け、総合審査数値が〇〇点以上	

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. **発注見通しの更新内容について**
6. その他

5. 発注見通しの更新内容について

現在公表中の技術協力業務の発注見通しについて、今後速やかに以下の情報を追加して更新する予定

- ①業務概要に技術協力業務の対象施設の名称、規模等の情報を追加
- ②令和6年度に工事契約まで予定している施設を下線で明示
- ③特段の情報保全の措置を必要とする施設を「※」印で明示
- ④JVの構成員の上限数の明示
- ⑤技術協力業務の業務参考額を明示
- ⑥参加企業の資格の明示

発注見通しの記載イメージ

令和6年度発注予定業務（最適化）

別紙様式第1

〇〇防衛局における令和6年度予算成立後契約締結を予定している工事及び業務の発注予定情報は下記のとおりです。
 なお、記載内容は令和6年3月〇日現在の見通しであるため、内容に追加・変更があった場合、随時、更新します。

【技術協力業務等】

番号	業務名	場所	期間	① 業務概要	入札方法等	公告予定	確認申請書 受付期限	開札 予定日	備考
1	〇〇(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務	〇〇駐屯地	55ヶ月	〇〇(6)施設最適化総合設計に対し施工者の観点から技術提案を行うもの 主な施設 〇〇駐屯地 建築施設(建築後の施設) ・ <u>庁舎新設(3階建 約10,000㎡)</u> ・ <u>隊庁舎新設(3階建 約2,000㎡)</u> ・ <u>隊舎新設(4階建 約3,000㎡)、(3階建 約3,000㎡)</u> ・ <u>倉庫新設(3階建 約2,500㎡)、(平屋建 約1,000㎡)</u> ・ <u>局舎新設(3階建 約2,000㎡)</u> ・ <u>体育館新設(平屋建 約1,500㎡)</u> ・ <u>食庫新設(平屋建 約2,000㎡)</u> ・ <u>庁舎新設(2階建 約900㎡)※</u> ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計15棟、計約3,000㎡ 改修施設 ・ <u>隊舎改修(5階建 約6,000㎡)</u> ・ <u>浴場改修(平屋建 約1,000㎡)</u> ・ <u>隊庁舎改修(5階建 約6,000㎡)</u> ・ <u>庁舎改修(4階建 約2,500㎡)、(2階建 約1,500㎡)</u> ・ <u>厚生施設改修(2階建 約1,100㎡)</u> ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計10棟 計約2,000㎡ 仮設一式 建物付帯一式、解体工事一式、 基地内幹線ユーティリティ一式 注1)※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務(工事)の追加について、契約締結後に受注者と協議を行う予定。 注2)下線は令和6年度に工事契約まで予定している施設である。 注3)各施設の面積は延床面積	公募型プロポーザル方式(単体またはJV。なお、JVの構成員数は●社までとする)	令和6年4月	令和6年4月	令和6年7月	事業期間:10年程度 対象工事規模:300億円以上500億円未満 ⑤ 業務参考額:〇千万円程度 「公共工事実績」 「技術提案対象」 単体またはJVの代表企業は、建築一式工事のA(1,200点以上)の格付かつ建築業務のC以上の格付 代表者以外の構成員は、建築一式工事又は、土木一式工事のB以上もしくは、電気工事、管工事又は電気通信工事のAのいずれかの格付 但し、代表者以外の構成員に建築一式工事又は土木一式工事のいずれかのAの格付を有する者を1社以上含むこと

注) 1 手続きが完了した案件は網掛けとしています。
 2 変更・追加した箇所は赤字としています。
 3 ECI方式については、現時点での計画であり、今後、変更する可能性があります。

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 最適化事業の実施体制について
3. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
4. 特殊格納庫の建設工事に係る競争参加資格の緩和について
5. 発注見通しの更新内容について
- 6. その他**

6. その他

(1) 各地方の業界団体への説明会における主な意見等

主な意見内容	防衛省の回答
<ul style="list-style-type: none">工期期間が長期に亘ると考えられるが、監理技術者の途中交代は可能か。また、その場合、経験として認められるか。	<ul style="list-style-type: none">長期に亘る工事のため、途中交代についても弾力的に運用し、経験としても認める考えである。ただし、通常の工事同様、特段の事情のない限り1期工事途中での交代は認められない。
<ul style="list-style-type: none">J Vの構成員数は発注者が指定するのか。	<ul style="list-style-type: none">工事の規模、地元企業の数、受注意欲等を勘案し、工事毎に構成員の最大数を設定する考え。
<ul style="list-style-type: none">J Vで参加した場合、出資比率20%以上でなければ実績として認められないため、例示の出資比率9%であっても実績（経験）として認められるようにして欲しい。	<ul style="list-style-type: none">防衛省の発注の工事や業務については、今後は均等割の10分の6以上のものが実績（経験）として認められるよう措置する考え。
<ul style="list-style-type: none">令和7年度以降、各年度で計画するE C I地区等の公表時期の見通しを教えてください。	<ul style="list-style-type: none">令和6年度に計画しているE C I地区等については、予算政府案の閣議決定後（12月下旬）、速やかに公表したところであり、令和7年度以降も同様の時期に情報発信を行う考え。
<ul style="list-style-type: none">滑走路灯火などは最適化に含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none">最適化事業は建物が主体であり、建物に付帯するインフラは含まれるが、滑走路灯火などについては、最適化以外の事業となる。
<ul style="list-style-type: none">防衛省の競争参加資格を有さない場合、資格取得までの期間はどの程度必要か。	<ul style="list-style-type: none">申請から登録までの期間は2ヶ月程度見込んでおり、本店所在地を管轄する防衛局の契約課に問合せ願う。

(2) 官民協力による新たな品質確保体制について

①品質証明業務について

品質証明業務とは、受注者が委託する品質管理証明者が、受注者が行う品質管理の状況及びその証明書類などを基に、資機材の仕様や規格、材料の調合・配合、各種試験調整、出来形などが設計図書に適合しているのか確認する業務で、工事に含めて発注するもの。以下に留意事項を示す。

- ① 品質証明業務は、受注者以外の第三者（企業又は個人）に委託することを原則。
※ただし、第三者への委託契約が困難な場合は、発注者と協議を行い誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施も可とする。
- ② 会計法等の法令に基づく各種検査は、発注者が実施することから当該業務で責は負わない。
- ③ 建築士法に基づく工事監理は、受注者が実施することから当該業務には含まない。
- ④ 業務内容は、設計図書（特記仕様書、工事共通仕様書等）に定められた各種材料の品質及び出来形規定に適合しているかを確認。
- ⑤ 品質管理証明者は、専任の必要はない。また、職種毎の配置を原則とするが、各職種の資格要件等を満たす場合は、職種間の兼務も可。

②品質証明業務の実施対象工事について

最適化事業のE C I方式及び設計付工事発注方式における工事において、品質証明業務を実施

③品質証明業務運用ガイドライン（仮称）の制定

現在、当該業務運用ガイドラインを作成中

令和6年度の上半期を目途に防衛省ホームページにおいて公表予定